1.40 首都高速道路株式会社
1.41 小型自動車競走法に従い小型自動車競走振興法人として指定された法人
1.42 農林漁業団体職員共済組合
1.43 消防団員等公務災害補償等共済基金
1.44 成田国際空港株式会社
1.45 地方競馬全国協会
1.46 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
1.47 独立行政法人国民生活センター
1.48 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
1.49 ＮＴＴ株式会社（注釈３ｆ及びｇ）
1.50 ＮＴＴ東日本株式会社（注釈３ｆ及びｇ）
1.51 ＮＴＴ西日本株式会社（注釈３ｆ及びｇ）
1.52 独立行政法人北方領土問題対策協会
1.53 沖縄振興開発金融公庫
1.54 放送大学学園
1.55 独立行政法人中小企業基盤整備機構
1.56 独立行政法人勤労者退職金共済機構
1.57 日本私立学校振興・共済事業団
1.58 国立研究開発法人理化学研究所（注釈３ｂ）
1.59 四国旅客鉄道株式会社（注釈３ａ及びｇ）
1.60 東京地下鉄株式会社（注釈３ａ）
1.61 独立行政法人都市再生機構
1.62 独立行政法人福祉医療機構
1.63 西日本高速道路株式会社

○農林水産省告示第千五百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　山梨県都留市朝日曽雌字茅野一一七七の内三、一一八四の二、一一八六の二、一一八六の九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　山梨県大月市初狩町中初狩字阿曹沢一六二七、一六二八、一六二九の一、一六三三、一六三五から一六三七まで、一六四三、一七〇四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字阿曹沢一六二九の一・一六三五から一六三七まで・一七〇四（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　山梨県都留市鹿留字天神ノ上三五一一から三五一四まで、三五一五の一、三五二一、三五二六の内一から三五二六の内四まで、三五四九、三五五一から三五六九まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字天神ノ上三五二六の内一から三五二六の内四まで・三五四九・三五五一から三五五六まで・三五八・三五六二・三五六四から三五六七まで（以上十七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　山梨県北都留郡小菅村字井戸入一七四九の一、一七五二の二、一七六九の一、字山沢入三六八四（次の図に示す部分に限る。）、三六八五、三六八六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字井戸入一七四九の一・一七五二の二・一七六九の一・字山沢入三六八四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び小菅村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　広島県庄原市総領町稲草字奥舟迫三九、四〇の三、四〇の四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）